



報道発表資料の配付日時 10月30日 (金) 11時00分

発表項目 (行事名)	令和2年度(2020年度)第2回北海道史編さん委員会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>令和2年度(2020年度)第2回北海道史編さん委員会を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日時 令和2年(2020年)11月5日(木)14時00分～</p> <p>2 場所 北海道立道民活動センター(かでの2・7)10階1060会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目)</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 各部会・小部会の活動状況について</p> <p>(2) 『北海道現代史』資料編(産業・経済)の構成について</p> <p>(3) 資料編の資料収録形態について</p> <p>(4) その他</p>		
参考	<p>(本委員会について)</p> <p>北海道は、北海道150年の節目に当たる平成30年度から北海道史編さん委員会を設置し、新たな北海道史の編さんを行っています。</p> <p>同委員会は、10年間を予定している編さん期間中、下部組織である各専門部会の進捗を確認し、方向性を定めて推進する組織です。外部有識者と編さん実務の代表者で構成され、年1回程度開催されます。</p>		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>総務部行政局文書課道史編さん室(担当者:主幹 杉本 正和)</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-206-6502</p> <p>内線 22-817</p>		

## 北海道史編さん委員会 委員名簿

(令和2年10月1日現在 敬称略)

氏 名	所属・職	備 考
伊藤 貴彦	北海道漁業協同組合連合会 代表理事常務	
折谷 久美子	NPO法人スプリングボードユニティ21 理事長	
貝澤 和明	公益社団法人北海道アイヌ協会 事務局長	
桑原 真人	札幌大学 元学長	編集長
小磯 修二	一般社団法人地域研究工房 代表理事	委員長
坂下 明彦	北海道大学 名誉教授	副編集長
柴田 倫宏	北海道農業協同組合中央会 専務理事	
瀬尾 英生	北海道経済連合会 専務理事	
田 端 宏	北海道史研究協議会 会長	
富田 満夫	北海道森林組合連合会 代表理事副会長	
中村 真実	雑貨Style 主宰	
西田 秀子	札幌女性史研究会 代表	
藤盛 敏広	連合北海道 事務局長	
宮口 宏夫	株式会社北海道新聞社 常務取締役	
吉田 真弓	帯広大谷短期大学 副学長	

## 北海道史編さん委員会条例

平成30年3月30日  
(北海道条例第5号)

### (設置)

第1条 郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的な資料を道民共有の貴重な財産として後世に伝え、もって本道の学術と文化の振興に寄与するよう、北海道史の編さんに関する方策を定め、これを推進するため、知事の附属機関として、北海道史編さん委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、北海道史の編さんに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 歴史の研究に関する団体の役職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (部会)

第5条 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

### (専門委員及び臨時委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは専門委員を、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

2 専門委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したとき、臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 知事は、特別の事由があるときは、当該専門の事項又は当該特別の事項に関する調査審議が終了する前であっても、専門委員又は臨時委員を解任することができる。

### (規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。